

西鎌倉住宅地自治会 会員各位

西鎌倉住宅地自治会会長 小西 正

前会長 海老坪 昌司

令和6年度 臨時総会の疑義答申について

今般、令和6年度 臨時総会 議案等に対して、21件のご意見等をいただきました。これについて、議題ごとにとめて回答いたします。また、ご質問等が複数の議案にまたがる場合は、分割して枝番号を付けました。

なお、いただきましたご意見等は、原文のまま掲載いたしました。

第1号議案 2023年（令和5年）度 事業報告 に関するご意見等 ご意見1

令和5年度の監事による監査業務の範囲について質問します。

- ① 西鎌倉住宅地自治会会則（以下、「会則」という）第12条（役員の職務）第7項に規定された監事の職務には、「③財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めえる時は、総会に報告すること」があります。7月7日付け「会員名簿再整備へのご協力と自治会加入のお願い」には、令和6年4月の定期総会において、第6号議案（2024年度役員選任）の採決方法が、法令（地方自治法第260条の18）にしたがっていなかったこと、法令（地方自治法第260条の4第2項）に準拠した会員名簿が備え置かれていなかったこと、が説明されています。令和5年度の監事監査では、法令に照らしてこれらの業務執行の監査が行われたかをご説明ください。
- ② ①において、監査が行われた場合、法令にしたがっていなかった点を指摘しましたか。指摘しなかったのであれば、その理由をご説明ください。
- ③ ①において、監査が行われていなかった場合、第1号議案（令和5年度 事業報告）は、会則第36条（事業報告及び収支決算）に規定された監事の監査を経た上で総会に提出されたかをご説明ください。
- ④ ①の再発を防止するために、どのような措置がとられたかをご説明ください。

回答1

令和5年度監事より、次のとおり回答がありました。

- ① 令和5年度の監事3名は、交代で自治会役員会に出席しておりました。毎回、議事を傍聴することで、業務執行の状況を確認していたと理解しています。予算については、2024年4月6日に自治会館において監事3名が会計担当役員から年間の予算執行状況の説明を受けました。
- ② 第6号議案（2024年度 役員選任）の採決方法について承知していましたが、法令に抵触するという認識はありませんでした。また、法令（地方自治法第260条の4第2項）に準拠した会員名簿の備え置きが必要であることは承知しておらず、従って備置の有無の確認はしていません。
- ④ 再発防止措置は取っていません。

当自治会では、役員を持ち回りで分担し、その任期が原則的に1年であることから、監事を含む役員に十分な知識と経験が蓄積されにくい仕組みです。再発防止措置の案としては、会則第14条に定めた相談役として、関係法令や会計、監査の有識者である会員を積極的に採用することで、持ち回り役員の知識や経験を補えると考えています。また、これまで以上に鎌倉市の担当課との連携を強化し、積極的に助言を仰ぐことで、関係法令や会計基準からの逸脱を防止できると考えています。これらの措置に実効性がみられなければ、自治会会則の第11条（役員の選任）及び第13条（役員の任期）の改定も視野に入れ、今後の検討課題としたい考えです。

現在、鎌倉市内には、178団体の自治会・町内会があり、このうち29団体が認可地縁団体で、その役員の選任や運営の方法は、団体によって様々です。鎌倉市の担当課に助言を仰ぎながら、これらの団体の運営方法を参考にし、西鎌倉住宅地の住民特性に沿った運営ができるよう、柔軟に対応したいと考えています。

ご意見 2 -1

実施いただいた部分については感謝申し上げます。但し、計画通りにいかなかった事、悪い点も報告すべきではないでしょうか。

回答 2 -1

令和5年度の事業報告は、概ね年度当初の事業計画（総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第446号 12～14ページ）どおりで、ご懸念のような大きな計画変更はありませんでした。単年度で完了しない事業や、令和5年度に見つかった課題等については、令和6年度の事業計画（総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 12～14ページ）に反映させ、次年度以降に引き継ぎましたので、令和6年度の事業計画を併せてご覧ください。

また、各事業の実施中に生じた問題等につきましては、事業報告書の紙面の都合により、その全てを掲載することが難しいために割愛しました。これらにつきましては、役員会をはじめ、各委員会、専門部会の議事録に記録し、自治会館内に設置した自治会事務所に保管してあります。閲覧のご希望がございましたら、自治会館管理人までお申し出ください。

第2号議案 2023年（令和5年）度 西鎌倉住宅地自治会一般会計 決算報告 に関するご意見等
ご意見 2-2

R5、R6とも赤字部分の理由を説明すべき

回答 2-2

ご質問の「赤字部分」とは、令和5年度決算報告及び令和6年度予算案に記載された「△」を指すと推察します。各年度の予算は、前年度の執行状況や前々年度の決算報告等を参考に編成しますが、物価変動や偶発的な備品等の故障や破損などの外部要因、事業計画の見直しや購買先の変更等による内部要因など、複数の要因が絡んで予算と決算に差額を生じることが避けられません。その予決差額の原因が単純なものについて、令和5年度決算報告の備考欄に理由を記載しています。

また、令和6年度予算案の「△」は赤字ではなく、前年度予算からの減額を示すものです。こちらも備考欄にその理由を記載しています。

ご意見 3

決算及び監査は、会計年度終了日（2024年3月31日）後に実施されるものと考えますので、会報発行日（2024年3月8日発行）時点での決議には反対します。

回答3

ご指摘のとおり、令和5年度の決算報告書（総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 7～8ページ）は会報発行時点の見込み、監査報告書（総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 11ページ）は2月10日付けです。それぞれ事業年度／会計年度の末日（2024年3月31日）以降に更新しましたので、臨時総会の開催にあたり、最新の資料に差し替えたうえで附議すべきでしたこととお詫びいたします。

本紙の付録に、総会特集発行後に変更があった項目を色付きで表示した、令和5年度 西鎌倉住宅地自治会一般会計 決算報告（2023年4月1日～2024年3月31日）（資料1）及び4月6日付け 2023年（令和5年）度 監査報告書（資料2）を添付しましたのでご確認ください。

第3号議案 2024年（令和6年）度 事業計画 に関するご意見等
ご意見等はありませんでした。

第4号議案 2024年（令和6年）度 西鎌倉住宅地自治会一般会計 予算案 に関するご意見等
ご意見4

自治会の活動を支えていらっしゃる役員のみなさま、ご苦労様です。議案、報告事案についていくつか気になる点を以下の通りご報告申し上げます。ご対応は役員にお任せいたします。

1. 防犯カメラ、消火器などのリスクへの対策費は必要だと思います。
2. 行事費は、令和5年度が期初予算 110,000 円に対して +59,384 円超過した 169,384 円が実績として報告されています。一方、令和6年度の予算は前期予算を +60,000 円上回る 200,000 円とされています。コロナ前の実績を振り返ると、平成29年度の決算見込み額が 106,264 円、平成30年度の見込み額が 195,259 円（含む運動会 Tシャツ 53,806 円）となっています。これらと比較してもいくぶん過大な予算額だと思います。予算見積もりの内訳についての詳細説明が必要だと思います。
3. 自治会館の予算について、収入は令和5年度の 709,490 円に対して令和6年度の予算は 800,000 円と微増です。費用部分は令和5年度が 1,384,351 円の実績見込みにも拘わらず、1,417,000 円と増やしています。最低賃金の引上げの影響とは示されていますが、減らすための工夫は必要ではないかと思います。あるいは費用の増加を前提とするならば、稼働率のアップ、あるいは利用料の引上げなどを考慮頂くことも必要ではないかと思います。

回答4

1. 防犯カメラの保守管理や機材等の更新にかかる費用は、防犯部の予算とは別に、設備更新積立金会計に計上しています。今年度は、2024年（令和6年）度 事業計画（総会特集 西鎌倉住宅地自治会報 第450号 12ページ）のとおり、防犯カメラの内蔵部品交換を計画しており、この費用として957,000円を計上しています。また、防犯カメラの偶発的な故障や破損に備え、特定動産保険（保険金額300万円、新価保険特約）を付保しています。この保険料（51,210円）は、自治会館の建物および設備等に対する火災保険と併せて契約する都合上、自治会館管理委員会予算の会館保険料に計上しています。

消火器の更新等にかかる費用は、防災部予算の防災資機材購入及び修繕費に計上しています。

2. ご質問の令和6年度文化部予算の行事費の増額については、西鎌倉だより 2024春夏号（西鎌倉住宅地自治会報 第451号）の5～6ページにて詳細に説明していますので、ここでは割愛します。

3. ご指摘のとおり、自治会館の運用にあたっては、稼働率の向上を図り、必要に応じて利用料の見直しを行うべきと考えます。しかし、現在は、自治会全体の収支がひっ迫している状況になく、稼働率の向上や利用料の改定が収支の改善に有効であるか分析調査を始めたところですので、直ちに改定する時期ではないと判断しています。

令和5年度以前から、自治会館の運用にあたって、利用予約、利用料の徴収、利用実績等を記録していますが、稼働率を算出できる形式ではありませんでした。これに対して、令和6年6月分から1時間単位で利用実績がわかる記録様式を改め、稼働率を算出して月別推移をモニタしております。さらに10月分からは予約及び料金徴収も連動させて15分単位とすることで、自治会館の空き時間を有効に活用するための仕組みを整えつつあるところです。

また、福寿会（西鎌倉住宅地の老人会）、西鎌倉住宅地子ども会など、西鎌倉地域で活動する各種団体や近隣住民の代表者の方々と、月次の自治会館管理委員会を開催し、自治会館の利用者のニーズに沿った環境整備のための改修・補修工事を進めています。なお、これらの工事費用を圧縮するため、複数の業者に見積もり

を依頼し、保守管理等を含めた長期的な視点で業者や工事内容を選定したうえで、工事費用の半額を助成する鎌倉市の事業に申請して、採択された場合に実施しています。

さらに、環境整備に加え、積極的に自治会館を活用する自治会事業や委員会企画の必要も感じています。令和6年度は、コロナ禍により中断していた夏祭りを再開しました。一方で、自治会が認可地縁団体として固定資産税や法人住民税／法人事業税の減免等の優遇や鎌倉市からの助成金を受け続けるには、物品販売業など、法人税法施行令第5条で規定する収益事業34業種を行うことができません。このため、自治会が主体となる事業や企画によって、自治会館の運用収支を改善することは極めて難しいことをご理解ください。

ご意見5

- ① リサイクルステーションのメンテナンス費用は、自治会負担でもよいのではないか？次年度繰越金が5,500,000円を超える規模なので、もっと積極的に考えて欲しいし、昔から住んでる住民の記憶では、現リサイクルステーションも自治会で用意した筈。ちゃんと過去の西鎌倉だよりを調査してプロセスを含めてメンテの体制整備を考えてほしい。
- ② 繰越金が550万円超になっているが、これはある面、自治会の不作為の結果なのでは？災害のための積立金などが含まれているのであれば、項目として独立させるべき。
- ③ ①に関連するが、そもそも環境衛生部にリサイクルステーションのメンテナンスという項目、考慮が抜けている。設置の時を考えれば、環境衛生部の担当であり、それなりの予算をつけるべき。過去、設置の時の内容は西鎌倉だよりに載っている。

回答5

①③ 西鎌倉住宅地内のクリーン（リサイクル）ステーションは、利用者世帯で折半するなどして購入し、設置したものであり、その費用を自治会が補助した事実はありません。クリーンステーションの設置にかかる自治会環境衛生部の役割は、設置者住民から市への設置報告を仲介することです。このほか、環境衛生部の役員から廃棄物減量化等推進員を指名し、鎌倉市が提供するゴミ問題に関する情報を自治会会員に周知して、ごみ3R活動などの啓蒙を行う役割があります。ご指摘のリサイクルステーションのメンテナンスについて、自治会は関与しませんので、利用者間で相談の上、ご対応ください。

② ご指摘のとおり、550万円を超える一般会計の繰越金は過剰と思われます。現時点でこの用途について具体的な計画はありませんが、築年数が15年を超えた自治会館の基礎の点検、モルタル外壁やスレート屋根の大規模補修、老朽化が進んだ4か所の自治会掲示板の更新などが候補に挙がります。このような単年度予算で賄えない大規模な補修や設備更新に備え、設備更新積立金会計を設置して、一定額を一般会計から積み立てています。今後は、繰越金から積立金会計に移動する金額を柔軟に設定し、一般会計の繰越金を年度予算の半額（200万円）程度となるよう管理します。また、設備更新積立金会計の余剰金が膨らむ場合は、いたずらに資金留保せず、年会費の減免や自治会の目的に沿う新たな用途を検討します。

第5号議案「西鎌倉自主まちづくり計画」策定に向けた検討の中止 に関するご意見等

ご意見 6-1

西鎌倉まちづくりの発足・検討の中止の内容不明。

ご意見 7

- ・「西鎌倉自主まちづくり計画」については、2013年～2017年までの専門部会参加者により骨子は作定されているので、コロナ中の棚上げを反省し、細々として継続すべきと思います。
- ・新たなメンバーで「街づくり専門部会」を発足させて、現在の住宅地の実情に見合った新しい「自主まちづくり計画」を検討する、そういう専門委員会があって良いと思います。

ご意見 9

第5号議案について中止することで住民にデメリットがあるように思える。

回答6-1、7、9

同主旨のご意見ですのでまとめて回答します。

ご質問の「西鎌倉自主まちづくり計画」策定の経緯や、その検討を中止する理由については、総会特集（西鎌倉住宅地自治会報 第446号）の17ページ及び 西鎌倉だより 2024春夏号（西鎌倉住宅地自治会報 第451号）の6～7ページにて詳細に説明していますので、ここでは割愛します。新たに専門部会を発足するご提案については、役員会の人的リソースの不足や、山積する課題の緊急性・重要性との比較から、継続的な検討が必要ではあるものの、役員会が主体となって直ちに着手する課題ではないと判断しています。新たな専門部会の発足に向けて、会員の志願は歓迎します。

第6号議案 2024年（令和6年）度 役員選任 に関するご意見等
ご意見等はありませんでした。

会員名簿の再整備・臨時総会による表決のやり直し に関するご意見等

ご意見6-2

地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号の何に抵触したのですか？ 鎌倉市は何を指摘したのでしょうか

ご意見10

まず感じたのは、臨時総会が何故開かれるのかということです。すべての決議が、地方自治法第 260 条に抵触するので無効とありますが、表決のやり方のどの様な点が違法であったのか良く分かりません。

当自治会は、平成 18 年に「地縁による団体」として法人格を取得することができました。当時の自治会員とは、世帯主という認識でした。ところが、今回の説明文を読むと、自治会員とは世帯主だけでなく世帯員全員という認識の様です。表決が、世帯主という認識で行ったとしても、違法→無効という判断は疑問です。自治会員の定義を会則上、明確にすることは必要と考えます。

ご意見12

役員の皆様とても積極的に活動してくださっているのでお体に気をつけてがんばってください。

- ・ 任期を 1 年に限らず延長できるきまりが出来ればよいと思います
- ・ 参考資料が裏面になっていて提出することになります。手元に残る形式がよいです（コピーしました）
- ・ 個人での投票なのか家庭単位なのか？よくわからないので 1 名のみ記入しました

ご意見13

2024 年度定期総会の表決方法が、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号に抵触する→これについてわかりやすく説明をお願いします。

ご意見14

今回ご案内のあった認可地縁団体申請に伴う「構成員（会員）」名簿の協力については説明不足が否めません。「全住民が対象」「0 歳児から」とありますが、規定に書かれた“”認可地縁団体の構成員を世帯ではなく個人”としているのは義務ではなく権利であるのにあたかも義務で名前を書かなくてはならないよう受け取れました。自我もない乳幼児にまで評決権を持たせる（実際には民法上の法廷代理人の行使 ←この点も書いていない）のは選挙権でさえ 18 才からなのに、いかなるものかと思えます。鎌倉市の手引き Q&A の Q4 に書いてあるように、「構成員となる人だけの名簿」であることをしっかり明示していただきたかったです。

ご意見15

今迄世帯数で数えていたものが人数に変更になったためなのですね。行政上の数え方がそうならば仕方ない話かもしれませんが私個人の意見としては対象は 18 才以上の成人でもよいのでは？と思えます。

回答6-2、10、12、13、14、15

同主旨のご意見ですのでまとめて回答します。

まずは、ご意見14にご指摘いただきました、7月8日付けで地区長・ブロック長あてに発出した「新名簿再整備に関するご連絡とお願い」において、名簿への記名が全住民の義務であるかのように受けとられかねない表現があったことについてお詫びいたします。地方自治法第260条の2第2項第3号の条文「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。」において、「すべての個人」には年齢の定めがないことを噛み砕いて伝える意図で「0歳児から」と表現しましたが、自らの意思を伝えることのできない年齢を例にしたことは不適切でした。

さて、上述のとおり、自治会の構成員となる権利を有する個人には年齢の定めがありません。言い換えると、年齢によって自治会の構成員となる権利を制限してはならないということです。また、年齢にかかわらず、構成員たる資格を有する住民の相当数が会員でなければ、認可地縁団体として認められません。この相当数については、関係法令に明確な記述はないものの、一般に過半数と解釈されています。また、会員が実在することを証明するために、会員名簿にその個人を特定できる情報、少なくとも住所と氏名が記載されていることが鎌倉市から求められています。

次に、当自治会が認可地縁団体に関する法令に抵触する箇所につきましては、できるだけ平易な用語と表現を用いて、令和6年7月7日付け「会員名簿再整備へのご協力と自治会加入のお願い」裏面の枠囲い「※ 認可地縁団体とは」にて説明していますので、ここでは割愛します。鎌倉市地域のつながり課からの指摘文書を、本紙の付録（付録資料3）に転載します。併せてご覧ください。

なお、当自治会が法人化した平成18年3月に制定した西鎌倉住宅地自治会会則には、第5条（会員の資格）に、「第3条に定める区域内住所を有する個人は、会員となることが出来る。」と記載し、会員の単位は世帯や家族でなく個人であることが明示されています。

ご意見11

臨時総会にあって必要と認められる“軽微な事項”は“軽微”なことをどこでだれが決めるのかよく分かりませんが、説明は必要ありません。当方の読み方が悪いのかもしれないので。

回答11

軽微な事項又は軽微ではない事項の範囲について、関係法令に明確な記述はありません。認可地縁団体の活動における軽微な事項の範囲については、当該団体が判断するものの、当該団体の認可権者である市町村が、関係法令の解釈を示す行政通知や過去の判例、社会通念等に照らして不適切と判断した場合は、指導を行います。本臨時総会は、令和6年7月7日役員会の承認により発足した新名簿整備委員会が、西鎌倉住宅地自治会施行細則 第7条に則り紙上総会を企画・立案し、会長の決裁を受けた後に、鎌倉市担当課に臨時総会特集号の文面や表決の方法を相談の上で開催するものです。

その他・ご要望等

ご意見16

防災倉庫内の期限切れになる飲料水と食料品はどのように処分されるのか、西鎌倉だよりに処分の仕方を記載してほしい。（小学校に寄贈し、期限切れ前に給食の一部として提供する etc.）

ご意見17

自分も含め近隣の方々の大半が同世代か 80 代、90 代のご高齢の方々ばかりです。高齢の状況に沿った組織や活動の見直しを先送りすることなく、年々、前年比よりもスリム化の実施を切に願っています。近隣の自治会の好事例を参考して頂いたり、一案としましては西鎌倉だよりの春夏号・秋冬号・総会特集号の 3 冊にする等、どうすれば負担を軽減できるかを各部門の皆様でご検討下さいます様、宜しくお願い致します。

ご意見18

並木通りの歩道が街路樹の成長により隆起して、ブロック等がバラバラになりつまづきや転倒の原因となり危ないので直してほしい。

ご意見19

並木通りのクスノキの木の剪定を年 1 回以上していただきたい。一年中落葉するので掃除に困っています。枯れたクスノキの木は、これから他の樹木に返して欲しいと思います。

ご意見20

昔は名簿をいただいていた、家の名前が書かれた西鎌倉の地図をいただいていたのですが、個人情報を守るためと思いますが、近年はそういうものはいただけておりません。高齢の方などはブロック長の方のご住所が分からず表決書を出せない方も多くいらっしゃる可能性があります。私もブロックを歩るいてブロック長様がどちらにいらっしゃるか探して提出させていただこうと思っています。

ご意見21

大変申し訳ありませんが棄権致します。（日々の仕事がいそがしく時間がとれません。）

回答16、17、18、19、20、21

貴重なご意見とご要望をお寄せいただきありがとうございます。ご意見等を今後の運営や活動の参考にいたしますが、臨時総会議題のいずれの号にも直接関係しませんのでここでは割愛し、回答を西鎌倉だより秋号に掲載します。